第２　未確定更生担保権の措置

未確定更生担保権については、確定するまでの間、弁済をしない。

未確定更生担保権が確定した場合、更生担保権として確定した額につき、未確定更生担保権が確定した日から1か月を経過する日の属する月の末日までに弁済する。

一般更生債権として確定した部分については、『第４章、第３』の定めを適用する。既に基本弁済の弁済期が到来していたときは、未確定更生担保権が確定した日から１か月を経過した日の属する月の末日限り支払う。

第６章　担保権等の措置

第１　存続する担保権

１　担保権の存続

【別表１０－１～３　存続する担保権一覧表】記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額に被担保債権額を変更したうえで、従前の順位により存続する。

２　担保権の消滅時期

『第４章、第１』『第５章、第１節、第２』の定めに基づき弁済が完了したとき、又は、当該担保権の被担保債権が消滅したときに消滅する。

３　リースにかかる更生担保権

リースにかかる担保権は、『第５章、第１節、第２』の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。リースにかかる担保権の目的物の所有権は、弁済が完了するまでは当該更生担保権者に帰属し、弁済が完了した後は、当該更生担保権者の同意を得て、更生会社に移転する。

第２　未確定更生担保権が確定した場合の措置

【別表９　未確定更生担保権一覧表】記載の債権者について、当該債権者の未確定更生担保権が確定した場合、確定した更生担保権の限度で【別表１０－１～３存続する担保権一覧表】記載の「新しい債権額」欄記載の額に被担保債権額を変更したうえで存続し、担保権の消滅時期については、第１の定めを適用する。

第３　存続しない担保権

存続しない担保権は存しない。

第７章　弁済資金の調達方法等

第１　弁済資金の調達方法

更生担保権及び更生債権の弁済資金は、以下のとおりである。

①　現預金

②　事業譲渡代金

③　事業譲渡対象外資産の処分による回収金

第２　予想超過収益金の使途

更生計画遂行中に、更生会社に予想超過収益金が生じた場合には、更生手続の遂行に必要な費用及び弁済資金に充てる。

第３　共益債権の弁済

更生会社が、更生手続開始決定日の翌日から令和８年６月３０日までに支払った共益債権及び令和８年６月３０日現在の未払共益債権は、【別表１２　「共益債権支払実績及び未払残高表」】のとおりである。

未払共益債権及び令和８年６月３０日の翌日から更生手続終結までの間に生じる共益債権は、随時弁済する。

第４　更生債権等の弁済

１０万円以下の更生債権について、裁判所の許可を得たうえで、法４７条５項前段に基づき合計３３５，０９６円を弁済した。

早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来す債権については、裁判所の許可を得たうえで、法４７条５項後段に基づき、計１６，３３１，９８６円を弁済した。

第８章　会社の措置

第１節　役員の選任等

更生計画認可決定日現在の更生会社の取締役は、更生計画認可決定日をもってすべて退任する。

任期内に役員の変更、補充若しくは増員の必要が生じたとき、又は役員の任期が満了したときは、管財人が裁判所の許可を得て選任する。

第２節　更生会社の解散

第１　解散

更生会社は、更生計画認可決定日に解散し、清算株式会社となる。

第２　清算人

１　清算人の選任

解散する更生会社の清算人は、下記の管財人とする。

清算人の住所　神奈川県平塚市高浜台27番22-405号

清算人の氏名　美澤　一憲

２　清算人の任期

清算人の任期は、更生会社の清算が結了する時までとする。

３　清算人の補充又は増員

管財人は、清算人の変更、補充又は増員の必要が生じたとき、裁判所の許可を得てこれを行う。

４　清算人の報酬

清算人の報酬は、裁判所の許可を得て管財人が決定する。

第３　清算結了

更生会社の清算は、本更生手続終結決定の時をもって結了する。

第９章　その他の必要的記載事項等

第１　争いの落着しない権利に関する措置

更生会社における争いの落着しない権利については、更生手続終結までは、管財人において訴訟、和解又は調停等を遂行する。和解又は調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可を得て行う。

第２　その他必要的記載事項

法１６７条１項６号及び７号に該当する事項はない。

別表１乃至１２（省略）

東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

令和８年（再）第２０号

福島県郡山市東原３丁目１８７番地

再生債務者　株式会社ギフトプラザ

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都千代田区丸の内３－４－２　新日石ビル１０階

田辺総合法律事務所　弁護士　上中　綾子

令和8年8月31日

東京地方裁判所民事第２０部

再生計画認可

令和７年（再）第７号

名古屋市守山区喜多山南８番２２号

再生債務者　秋山　　隆

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨

決議に付され可決された本件再生計画には，民事再生法１７４条２項各号に該当する事由はない。

令和8年8月31日

名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第６号

北海道根室市明治町２丁目16番地２　12共明治アパートＣ―101

再生債務者　村上　光弘

１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月24日まで

４　一般異議申述期間　令和８年10月８日から令和８年10月15日まで

釧路地方裁判所根室支部

令和７年（再イ）第８５号

埼玉県春日部市一ノ割１丁目13番７号

再生債務者　中野　義明

１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月24日まで

４　一般異議申述期間　令和８年10月８日から令和８年10月19日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第３１号

千葉県八街市文違301番地2423

再生債務者　濱崎　光輝

１　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　令和８年９月24日まで

４　一般異議申述期間　令和８年10月６日から令和８年10月20日まで

千葉地方裁判所佐倉支部